

過剰伐採ストップから市民参画の公園づくりへ

明石公園の自然を次世代につなぐ会 2年半の活動を総括

兵庫県のある県立公園の中でも「特別な存在」である明石公園の樹木が短期間に1678本も伐採され、濃い緑に包まれた城址公園が丸裸にされて城址という史跡によって守られてきた貴重な生態系が大きく損なわれようとした。華々しく行われた「築城400年」を契機に公園管理者の県によって行われた暴挙に対して、伐採中止と公園の自然環境保全を求める市民運動のうねりが高まり、伐採は中断されました。

県は「県立公園のあり方検討会」を発足させて、オープンな議論を行う中で当初の樹木伐採計画は中止し、今後は公園の管理運営に市民が参加する仕組みの下で、一本一本の樹木について伐採が必要かどうかの合意形成を行うことになりました。幅広い市民参画による樹木管理のルールや公園の管理運営の仕組みづくりを2年間かけて生み出し、明石公園に新たなページが拓かれようとしています。

過剰な伐採に対して、伐採中止と自然環境を保全することを求めて立ち上がった市民団体「明石公園の自然を次世代につなぐ会」（以下、明石公園つなぐ会と略称）は、2年半の活動の中でどのような成果を生み出し、課題を残したのか？ 2年半の軌跡を振り返り、その成果と課題を総括的にまとめました。

目次

I 2年間余の活動の経過（4つのステージに区分）

1. 2017～2021 築城400周年事業（2019年）へ向けて石垣周辺の伐採開始（前史）
2. 2021/11～2022/4 過剰伐採の中止を求める市民が立ち上がり伐採の中断（草創期）
3. 2022/7～2022/12 明石公園部会を土俵に市民が参画する仕組みづくりへ（対応期）
4. 2023/1～2023/12 部会2年目継続「管理運営と市民参画の仕組みづくり」（整理期）

II 何が問われたのか？（論点の整理）

1. 明石公園の過剰な樹木伐採は、なぜ行われたのか？
2. 樹木伐採を中止し速やかに計画再検討に至ったのは、なぜか？
3. 明石公園はどうあるべきか？ 地元市や市民の公園への関わりに変化か
4. 県立公園の中で、明石公園にはなぜ管理運営への市民参加の仕組みがなかったのか？
5. 明石公園のステークホルダーと、市民参画の管理運営の仕組みはどうあるべきか？
6. 公園の緑は誰のものか？
7. 情報公開の進展が生み出した不信感のやわらぎ
8. いわゆる「5m問題」と会の「樹と石垣は実は仲良し」の主張
9. 「明石公園の自然を次世代につなぐ会」が果たした役割と今後

過剰伐採ストップから市民参画の公園づくりへ

明石公園の自然を次世代につなぐ会 2年半の活動を総括

I 2年間余の活動の経過 (大きく4つのステージに区分)

本稿で総括する「明石公園の自然を次世代につなぐ会」の活動の足取りは、明石公園の“過剰伐採”から始まった「前史」を含めて4つのステージに区分されます。同会の活動は2年余りの短い期間でしたが、この間に表われた明石公園をめぐる都市公園のあり方に関する問題は、同時期に噴出した全国各地の「公園と緑」をめぐる数多くの問題と相まって、公園やまちの緑、自然環境の保全に関する今日的課題を凝縮したものでした。

さらに言えば「公園は、だれのものか」という、公園やまちの緑という社会的共通資本の管理運営の仕組みが問われた、重要な節目になったと言えます。

1 2017～2021 前史

築城400周年事業(2019年)へ向けて石垣周辺の伐採開始

2019年の「築城400年」を前に、明石公園の整備に関して兵庫県は専門家による幾つかの計画策定を進めました。一つは「城と緑の景観計画」(2017/7)です。服部保、中瀬勲、村上裕道各氏ら7人の委員が4回の委員会ですとまとめたものです。

「明石公園は、明石城の本丸や中央の石垣前等の樹木が成長・繁茂し、明石城の魅力である全国有数と言われる東西380mに連なる石垣や櫓の眺望が損なわれています。また、石垣の隙間に樹木の根が入り込み、台風や地震時に石垣を倒壊させる恐れがあります。そこで、樹木の除伐・剪定により、明石城の景観を城と緑の調和がとれたものにすることを目的とし、本計画を策定しました」と、計画策定の目的が明記されています。いわゆる「石垣より5m以内の樹木を原則伐採する」ことも明記され、後に問題になります。※巻末資料に計画の一部抜粋

こうした計画に基づき、文化財保護法による石垣、景観除伐許可を文化庁に8回にわたって申請して、樹木の伐採が始まりました。

2018年度から2021年度までに1918本の伐採計画(石垣保護1210本、ほか708本)が立てられ、2018年度292本、2019年度313本、2020年度683本と計画に沿って伐採が進んだ。2021年度は630本の伐採計画だったが、反対運動で伐採を中断し12月までに390本まで伐採したところで中止した。4年間の伐採本数は1678本にのぼりました。

また、伐採が進むのと並行して「史跡明石城跡保存活用計画」が2020年9月に策定されました。2018年7月～2020年9月の間、6人の委員によって3回の委員会を開催し、先に策定された「城と緑の基本計画」を補完する形でまとめられました。明石城の史跡の重要性が強調され、石垣の保全や城の景観を阻害する樹木の除去の必要性が改めて指摘され、石垣に影響がある樹木は伐採の対象とされました。

また、井戸前知事が明石城視察の際に、「お城の壁が全部見えるように全部木を切れ」と指示したことが、伐採を加速させたことも後に明らかになります。

2 2021/11～2022/4 草創期

過剰伐採の中止求める市民が立ち上がり伐採の中断

切り株だらけの公園になっていく状況を見かねた市民が、具体的な行動を始めたのは2021年11月になってからです。伐採が中止されるまで約半年の経過を列挙すると、目まぐるしく活発な活動を展開しました。具体的には、以下のような動きが続きました。

<主な経緯>

- ・ 県に要望書提出 2021/11/18

2021/10 環境学習で小学生が「マイツリー」と名札をつけて観察していたモッコク（樹齢154年）が根元から伐採された。前年にも同様の伐採があり、県に説明を求めたことから、11/2 要望書の提出へ動くグループが立ち上がる（明石公園の自然を次世代につなぐ会の始まり）

- ・ 明石市議会本会議で丸谷聡子議員が過剰伐採を訴え 2021/12/8

「伐採計画を見直すために市が動くよう」に求めた。泉房穂市長は「市民にとって大変重要な憩いの場所」「生態系とのバランスを取るの重要なテーマ」「年明けに知事と協議する」と答弁。2022/1/29 市長に県に働くことを求める要望書を提出。

- ・ オンライン署名の開始と2万857筆の署名提出 2022/1/31-2/22
- ・ 市民まちづくり講座「明石公園でいま、何が起きているのか！」 2022/1/22
終了後に拡大つなぐ会メンバーが集まり、事務局ミーティング開始。HP立ち上げを決定
- ・ HPの公開開始 2022/2/21
- ・ シンポジウムの計画等、活動展開へ。2022/2/22 第2回ミーティング
- ・ 神戸新聞が「樹木激減に困惑の声」 伐採 Before&After の衝撃写真トップで報道 2/24
- ・ 地球守の高田宏臣氏らが現地調査 市長ら23人参加 2/27
- ・ 県議会本会議でも質問 北口寛人県議 3/1 市議会本会議で丸谷議員が質問 3/3
- ・ 明石高校生が研究発表会 3/21
- ・ 明石駅前街頭アピール、4/3 シンポ開催を宣伝 3/21-24
- ・ 斎藤元彦知事が記者会見で「県立公園のあり方検討会」立ち上げを発言 3/30
- ・ 明石市が明石公園プロジェクトチーム（市PT）を立ち上げ 3/28 発表、4/1 発足
- ・ 明石公園の未来を考えるシンポジウム（つなぐ会開催、170人超参加） 4/3
- ・ 斎藤知事が現地調査し、年度内の伐採中断とあり方検討会での再検討を表明 4/4
- ・ 丸尾牧県議が高田宏臣氏の報告書をもとに意見書を県に提出 4/8
- ・ シンポジウムの意見を提言書にまとめて泉市長に提出し、知事懇談で活用するよう要請 4/8
- ・ 斎藤知事と泉市長が初めて会談し、伐採中断を確認 4/11
- ・ つなぐ会3名が県公園緑地課長らに面会し要請 4/15
- ・ 伐採切り株の年輪調査開始 4/17
- ・ 県あり方検討会の委員情報を入手し、委員構成に市民代表を入れるよう要望 5/26
- ・ 県園芸・公園協会理事長に面会し、要請 5/30
- ・ 明石公園観察会 夜 6/13 昼 6/18
- ・ 明石市議会本会議で丸谷議員があらためて質問 6/20
- ・ 明石市PTとつなぐ会が合同で現地調査 6/27
- ・ 県立公園のあり方検討会（全体会）第1回開催 6/30
- ・ 県立公園のあり方検討会明石公園部会 第1回開催 7/15
- ・ 明石公園つなぐ会トークセッションの集い 7/18 （県の副課長、明石公園部会副会長出席）

3 2022/7～2022/12 対応期

明石公園部会を土俵にして市民が参画する仕組みづくりへ

伐採を一時中断した後、県は「県立公園のあり方検討会」を発足させ、明石公園など4つの部会を発足させました。当初は過剰伐採反対の声を挙げた市民団体の代表らをメンバーに入れずに進めようとした情報をいち早く入手した明石公園つなぐ会は抗議の声を挙げ、委員構成に市民代表を入れるように求めました。委員メンバーになる明石市長も「当然だ」と後押ししたこともあって、明石公園部会は発足当初から「明石公園つなぐ会」の代表も委員として参画しました。

つなぐ会のメンバーらは、部会の審議には必ず傍聴し、審議結果をその都度、事務局ミーティングで検討して、次への課題を整理していきました。

明石公園部会は兵庫県の諮問機関としては数少ないケースだったが、部会は委員会審議への「市民の参画」を保障するための工夫を凝らしました。スタート早々から会議後の記者会見を行い、会見時には傍聴していた市民の発言も認めて、記者会見の場に市民参加の道を開きました。また、「公開ヒアリング」と称した一種の公聴会を繰り返し、終日かけて市民からの提言や要望を委員全員が聴き、委員と市民との意見交換を積極的に行いました。

こうした「開かれた委員会」運営は、合意形成の専門家である高田知紀・部会長（兵庫県立大准教授、県立人と自然の博物館）や、市民ワークショップなどのフィールドワークを重視する嶽山洋志・副部会長（兵庫県立大学准教授、兵庫県景観園芸学校）のリーダーシップによるところが大きかった。また、明石公園つなぐ会は節目々々で、両部会長を招いて意見交換する懇談の場を持ち意思疎通を図るように努め、両氏も快く応じてくれました。部会運営等についてつなぐ会からの提言にも真摯に対応し、ステークホルダー（※）としての役割をつなぐ会メンバーも自覚していきました。

※注：直接、間接的にさまざまな利害や行動で関わりを有する人たち

<主な経緯>

- ・明石公園部会のステークホルダーとして、新しい仕組みづくりへ参画と協働を実践
- ・部会は公開ヒアリングや現地調査、部会後の記者会見や傍聴者発言など積極的に開放
- ・つなぐ会は部会傍聴に加えて、部会長や副部会長らとの懇談を繰り返し提言活動
- ・県課長の“暴言”トラブルも伴いながら、関係改善にも取り組む
- ・12/27の第7回部会で部会長がプラットフォームづくり（高田試案）を発表し具体化論議開始

4 2023/1～2023/12 整理期

明石公園部会 2年目継続「管理運営と市民参画の仕組みづくり」

県は当初、あり方検討会を1年で切り上げるような姿勢を示していましたが、こうした部会運営と部会長らの進言もあって、他の部会（播磨中央公園、赤穂海浜公園）は数回の会合で店じまいしたのに対して、明石公園部会は2年目も継続して議論を続けました。全体会は明石公園部会の議論と報告を見守るという形で、2023年3月でいったん休会に入りました。

2年目の議論に入った明石公園部会は、樹木管理の在り方や管理運営の仕組みづくりへ向けての協議に入り、並行して市民意見を聴くためのワークショップ等も開催しました。この間3月～4月にかけての明石市長選の動きの中で、市長が泉氏から丸谷氏に変わって、つなぐ会の発起人で初代事務局長だった丸谷氏が市長の立場で6月から部会委員として参加することになりました。

この年の主要な課題は明石公園の管理運営の仕組みの具体化であり、とくに高田部会長が提案したプラットフォーム「談義所」の具体化でした。部会長が主催するワークショップを3回にわ

たって開催し、明石公園に関わりや関心を持つ市民等と県公園緑地課や園芸公園協会のスタッフが「平場での議論」を重ねました。

またこの間、つなぐ会は公園管理の現場を預かる園芸公園協会の幹部らとの意見交換会も開いて、意思疎通に努めました。

<主な経緯>

- ・全体会は2023/3で休会するも明石公園部会は2年目に継続し、樹木管理の在り方や管理運営の仕組みづくりへ協議と市民との議論を進める
- ・3～4月には明石市長選でつなぐ会事務局長の丸谷氏が市長選で当選し、泉氏に代わって部会委員のメンバーに参加
- ・部会長提案のプラットフォーム「談義所」の具体化をめぐりWSを3回開催 2/19-3/18
- ・つなぐ会も3～5月は中断後6/16に再開（17回ミーティング）
- ・つなぐ会と公園協会スタッフとの意見交換会を開催 9/14
- ・部会の議論をめぐり部会長へ意見書を提出し 9/25、高田部会長と懇談 10/20
- ・つなぐ会第22回ミーティングで2年間の活動総括のとりまとめを確認
- ・12/27の最終部会？14回目で提言とりまとめへ

Ⅱ 何が問われたのか（論点の整理）

1. 明石公園の過剰な樹木伐採は、なぜ行われたのか？

前史でも触れたように、明石公園で今回のような「過剰な樹木伐採」が行われたのは、築城400周年事業を前に県が発足させた専門家会議がつくったお墨付きを根拠に進めたものだが、その発端はこの周年事業を前に明石駅前を訪れた当時の井戸敏三知事のツルの一声がその引き金になったことは間違いありません。

明石駅前に2016年12月に開業した明石駅前の再開発ビル「パピオスあかし」は、明石駅を挟んで明石公園を一望できる北面はガラス張りになっています。知事がこのビルを訪れた際に、お城の石垣の眺望を妨げている樹木を全部切れと一緒に居た県職員に指示したことが発端とされています。このことは明石市議会の本会議で、当時の丸谷議員に対する答弁で泉市長が答えていたほか、同市長はその後さまざまな機会にこの時の“知事の指示”を紹介しています。

（2021年12月8日の明石市議会における丸谷議員に対する泉明石市長の答弁）

「井戸知事が明確にですね、横に居るものに全部切れと、すごい指示をなさいまして、私、びっくりしたのをよく覚えております。すごいこと言うなと思って、お城の壁が全部見えるように全部木を切れと、極めてクリアに強い口調で明確な指示を出されていたので、よく覚えておりまして、その後、樹木の伐採が順々に始まっていったと私は認識しており……」

また、情報公開で入手した県の公文書には、「オープニング式典時に知事から指示があった東西石垣の追加除伐・伐採箇所について、現地確認を行いながら……3者協議を行った」（2019年6月24日付け「現地協議（復命）」）という記録もあり、ここから過剰な伐採が始まったことは間違いありません。この公文書からは、県が正面掘等の土塁の樹木を「除伐」するよう迫るのに対して、現場が抵抗している様子がリアルに伝わってきます。

すなわち、2017 年の「城と緑の景観計画」を策定する専門家による諮問機関は、築城 400 周年事業に向けて石垣景観を際立たせるために樹木伐採を行う“お墨付き”をつくるために急きょ仕立てられた諮問機関であり、7 人の委員が「結論ありき」の報告書をまとめたこととなります。

県の担当課は手際よく、文化財保護法による石垣、景観除伐許可を文化庁に 8 回にわたって申請し、2018 年から伐採が始まりました。初年度は 292 本、2019 年度は 313 本、2020 年度は 683 本、2021 年度は 630 本の伐採計画を進めましたが、2021 年 11 月になって市民から「過剰伐採反対」の声が挙がり、明石市長も動き出したことから、この年は 12 月までに 390 本伐採したところで、作業は一時中断されました。

この間、県はまた、伐採が進むのと並行して 2018 年 7 月～2020 年 9 月にかけて「城跡保存活用計画」の策定を 6 人の委員によって進め、3 回の委員会開催で「石垣に影響ある樹木の伐採」に対するダメ押しの“お墨付き”計画（2020 年 9 月策定）を策定していました。

この間の経緯を見ると、明石公園について自然環境保全の視点は全くと言っていいほど見られず、史跡公園としての石垣保全や石垣景観しか眼中になかったとも言えます。

なお、園芸・公園協会などの現場の職員は、決して唯々諾々と県の過剰伐採方針に従ったわけではなかったようです。南側の土塁や箱堀の樹木を伐採するという県の方針に対して、現場の職員が、土塁上の樹木は「景観の生命線」「剪定すると幹だけが残し、鉛筆のようになる」と、伐採にも剪定にも反対して樹木を守ったことが公文書の記録に残されています。現場の職員は、過剰伐採に対する市民の批判の矢面に立たされ、呻吟しながら、職責を果たそうと奮闘したことがうかがえます。

2. 樹木伐採を中止し、速やかに計画再検討に至ったのは、なぜか？

（運動の成果をもたらせたのは？）

（1）集中的、多様な伐採中止を求める市民の行動

自然豊かな明石公園が「切り株だらけの公園」に変貌したのに驚いた市民がたまりかねて、2021 年 11 月ついに行動を起こしました。当時の動きについて明石公園つなぐ会の立ち上げに動いた丸谷聡子初代事務局長（現在は明石市長）は、月間雑誌「むすぶ」の 2022 年 8 月号に詳しく記しています。要約すると次のような経緯でした。

2020 年度までは石垣保護や景観向上のための伐採は、残念な想いをもちながらも、やむを得ないものと声を上げる動きはなかった。しかし伐採本数が急増し、石垣保護や景観向上とは関係のない伐採が見られるようになり、どうしたものかと思っていた矢先に、環境学習で小学生の子どもたちが「マイツリー」として名札をつけて観察を続けていたモッコクの木が突然、根元から伐採された。公園の管理をしている公園協会に協力してもらい、環境学習エリアとして公園利用者に周知する看板までつけていたにもかかわらず、伐採の情報提供も確認もなかった。しかも、伐採された木は石垣には影響のない場所にあった。年輪調査で樹齢 154 年、幾多の風雪に耐え明石城址とともに歴史を刻んできた史跡に匹敵する大事な樹木だった。

この前年にも別の小学校で同じようなことがあり、これも石垣には影響のない広場の樹木だった。一連の環境学習は県が環境体験事業として全公立小学校の 3 年生で実施するように事業化していたもので、県立公園は当然支援すべき立場にあった。環境教育コーディネーターとして学

校と公園協会や専門家をつなぐ役割を担っていた丸谷氏は、2回も同じことが繰り返されたことを黙っているわけにいかなくなり、公園協会に説明を求めたことが全ての始まりだった。

協会の担当者は驚いた様子で県の担当課と直接話をして欲しいとしたので、県の緑地公園課の副課長から説明を受けたが、石垣保全の目的だと一点張りで、過剰伐採のプロセスを聴いても公文書はない、情報公開請求をしないと教えられないという返答のため、個人で解決できないと察した。

この頃、絶滅危惧種の生育を損なう伐採もあり、明石公園をフィールドに活動している複数の団体からも「何とかしなければ」との声が上がっていた。市民からも「伐採の度が超えている」など多くの声が聴かれるようになっていた。

(以上、一部抽出抜粋)

こうした中で急ぎ、明石公園で活動、調査、研究している団体や市民が集まって「明石公園の自然を次世代につなぐ会」を立ち上げ、知事に要望書を提出することになりました。

ここからの動きは速かった。11月18日には県に「伐採を中止し、明石公園の生態系を調査、研究、活動している県民の意見を聴き、伐採計画を見直す」ことと「明石公園全体の整備計画について、自然環境を守ることによって観光資源になり、県民の健康増進に寄与することなどSDGsを基軸とした新しい発想で今ある自然を生かした活用方法」を求めた知事宛の要望書を提出しました。

しかし、伐採が止まる気配がないことから、丸谷市議は12月市議会で「伐採計画見直しのために市が動くべきだ」と質問、泉房穂市長から「明石公園は市民にとって大変重要な憩いの場所」「生態系とのバランスの中でどうするかは、大変重要なテーマ」「年明けに知事と協議する」と答弁がありました。つなぐ会は年明け1月末に「伐採計画の見直しを県に働きかける」ように求めた要望書を市長に提出するとともに、若い世代や学生が中心となった「明石公園の緑を考える会」を立ち上げて緊急オンラインフォーラム(2月5日)を開催し、泉市長も出演しました。

同時に始めたオンライン署名は3週間で2万857人の署名が集まり、同22日には要望書と署名を知事宛に提出しました。要望書は秘書課長に手渡したが、同行した赤ちゃんを抱いた母親や学生たちは県議会の全ての会派を回り支援を訴えました。こうした行動はマスコミにも大きく取り上げられ、伐採計画の中断に大きく貢献しました。

また、自然保護団体として知名度の高い日本野鳥の会ひょうごも伐採計画の中止を求める要望書を提出し、4月から野鳥の生態系への影響を検証するため月2回の野鳥調査を始めました。

このような動きが相まって市民や県民の関心も高まり、マスコミが取り上げる機会も増えて、県内だけでなく全国的にも注目されるようになりました。

(2)議会での訴え、注目市長の表立った行動と市民との“二人三脚”

伐採中止へのもう一つのインパクトは、地元市議会での訴えに対して折から議会との対立で注目を浴びていた泉市長が市民の訴えに呼応して精力的に行動し、SNSを通じて発信したことでした。同市長は2021年8月議会での飲食店地域サポート券の支給をめぐる議会多数派との対立が顕在化して以来、旧優性保護法の被災者救済条例、住民投票条例、決算認定の否決に加えて工場緑地規制緩和条例をめぐる議員提案条例の先行可決と再議申し立て、知事への議決取り消し請求など連続して議会と対立する応酬が続いていました。この間、同市長が始めたSNSによる発信攻勢もあって、何かにつけて世間の注目の的になっていました。その市長が、県の過剰伐採について市民の行動を支持し一緒に県庁に乗り込むなどの行動を見せたことから、メディアの関心を一層募ったことは間違いありません。

2021年7月の知事選で就任した斎藤知事とは、泉市長の再三にわたる面談申し入れにもかかわらず実現せず、やっと実現した2022年4月11日の会談で明石公園の伐採中断が正式に確認されるなどの“見せ場”までつくりました。

(3)明石公園が持つ訴求力、視覚的に衝撃を与えた過剰伐採と“切り株公園”

数ある兵庫県立公園の中でも、明石公園はいわば「別格」とも言える訴求力を持っていた。

兵庫県立都市公園の大半は戦後に都市公園として整備されてきた公園ですが、明石公園は明石城の中堀（※注）の内側が明治初頭の廃城令を経て幾多の変遷を伴いながら、1918年に県立公園になった城跡公園でもあります。明石市が市制を施行した前年のことで、戦時中は空襲で避難していた市民多数が爆撃で戦災死するなど、市民・県民にとっても特別の思い出がある公園でした。

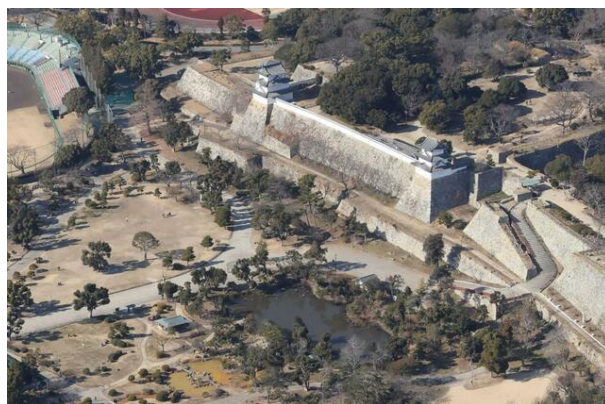
（※注：現在の明石公園の東西と南周りにある堀は、通称「内堀」とされているが、元々の明石城内には現在の野球場や中央芝生広場辺りにあった御殿周りに「内堀」があったから、現在の公園外周の堀は「中堀」とされていた。国道2号や桜町辺りにあった「外堀」は明治早々に埋め立てられた）

城郭としては400年の歴史を伝える壮大な石垣は明石公園のシンボルの一つですが、国の史跡に指定されたのは20年前の2004年と比較的新しい出来事です。戦後は運動施設が整備されましたが、54.8haの公園区域は明石駅と中心市街地に隣接した立地条件ながら、戦後豊かな緑に包まれ植生が発達し、野草や樹木は600種以上にのぼり、日本の野鳥の11%に相当する66種以上が生息、希少種の昆虫も30種以上が生息する「奇跡のような場所」とされる自然の宝庫でもあります。

こうした自然環境に包まれた国指定の史跡もあって、数多くの運動公園に通う人などで過去最盛期には年間460万人もの入込数があり、最近でも300数十万人を数える。立地条件からして、県内はもちろん遠くから訪れる人が多い公園でもあります。

そうした公園が一転して過剰伐採により緑が切り払われて「切り株公園」と化した衝撃は大きかったようです。神戸新聞が2022年2月22日の1面トップで報道した＜「切り株だらけの明石公園、過剰な伐採で子どもが名付けた木も、兵庫県が「眺望妨げる」＞の記事は、添えられた伐採前と伐採後の写真が強いインパクトを与えました。

また、同じころ東京の神宮の森が再開発計画で大量伐採される問題など類似した公園の樹木伐採が全国各地で表面化し、大きな反対運動が広がったことも、明石公園問題をクローズアップする背景となりました。



3. 明石公園はどうあるべきか？

地元市や市民の公園への関わり方に変化が芽生える

今回の一連の経過の中で大きくクローズアップされたのは、そもそも「明石公園とはどのような公園なのか」「市民や利用者、地元自治体の関わりはどうあるべきか」ということが、あらた

めて問われたことでした。

正式に県立公園になってから百年余。明石公園は県が管理する公園として長年にわたって県の公園事務所が管理運営し、指定管理者制度が導入されて以降も県の“外郭団体”である兵庫県園芸公園協会が管理し、県の公園緑地課が管理運営する仕組みが続き、他の県立公園にあるような地元自治体や公園利用団体等が関わる仕組みもありませんでした。

明石公園が持つ「3つの要素」のバランスをどうとるか？

そんな中で上記の1および2で見てきたように、少なくとも20年前に国史跡に指定されて以降は「お城と石垣」の歴史的価値を保全することに熱心になり、戦後整備されてきた運動施設はともかく築城以来守られてきた「豊かな自然環境」の保全への関心は重視されてこなかった経緯がみられます。過剰伐採問題が表面化する中で、検討会やシンポジウムにおいても明石公園の自然についての議論が進み、あらためて明石公園が持つ「豊かな自然環境」の価値を見直さざるを得なくなったと言えます。

明石公園つなぐ会のメンバーは、2022年4月3日に開催した明石公園の未来を考えるシンポジウムで、「豊かな自然環境」をはじめ「お城と石垣の歴史的価値を持つ史跡公園」「陸上競技場や野球場をはじめとしたスポーツ施設」という明石公園が有する「3つの要素」をバランスよく実現していくことの重要性を具体的に提示しました。

あり方検討会の明石公園部会の議論でも、過剰伐採に至る経過の中でこうした視点が希薄だったことも明らかになり、市民や利用者が意見を述べる「公開ヒアリング」や「ワークショップ」でも、この3つの立場を代表するそれぞれの市民から、多彩な問題提起が行われました。市民も関わる公開の場で、こうした議論が行われたのは、明石公園百年余の歴史の中でおそらく初めてのことだったと言えます。

明石公園に対する明石市の関わり方に転機をもたらせるか？

今回の一連の経過の中で、大きな変化を見せたのは地元自治体の明石市の明石公園への対応姿勢です。

明石公園は明石港とともに、明石駅前の中心市街地に接して南北にあるランドマークとして大きな存在感のある公共都市施設です。にもかかわらず、いずれも兵庫県管理の施設であることから、これまでは「あれは県管理の施設」として明石市はアンタッチャブルあるいは消極的な姿勢を通してきました。

明石公園について明石市は、戦後直後の財政難打開策として競輪場の設置を求め開催都市として関わったが、公営ギャンブル廃止を唱えた阪本勝知事の決断で1961年競輪場は廃止されました。その後、市立文化会館の建設地として公園内の東堀やバレーボールコート、東広場、競輪場跡などを候補地として利用を打診したことはあったが、その都度文化財保全の観点等から県に拒否されてきました。その後1970年代に入って競輪場跡に計画された県立図書館に併せて、市立図書館と中央公民館の併設が実現し1974年10月開館したのが、事実上関わりの最後でした。

明石港についても、東外港建設時から続いていた砂利揚場の二見人口島への移転について県は明石市に地元との調整を求めているが、移転に伴う地元対応や跡地の活用計画についても「県の管理施設」を口実に積極的に関わろうとしてきませんでした。

しかし、今回の過剰伐採問題について泉市長が市民の訴えに応じて積極的に関わろうとし、一時は「県立公園ではなく市立公園」化を求めるような発言も繰り返しました。さすがに「市立公園への移管」については知事が全面否定したことで沙汰闇になりましたが、明石公園部会では積極的に市の立場を主張し、庁内に担当プロジェクトチームも立ち上げて市が関与する姿勢を強く推し出しました。昨年5月から引き継いだ丸谷市長もこの姿勢を踏襲して、今後の明石公園の管

理運営に地元市としても積極的に関わる姿勢を明確にしています。

明石公園部会で構想してきた明石公園の今後の管理運営の仕組みでも、一般の市民や公園利用者・団体とともに地元自治体も深く関与する方向を打ち出しており、今後は県立公園であっても地元自治体が深く関与することになる見通しになりました。

明石市は自治基本条例や市民参画条例で「市民自治の市政運営」を明確にしており、明石公園に関わる市民や市民からの声に対して、今後とも明石市が深く関わって公園の管理運営に影響力を及ぼすことになる道筋が敷かれたと言えます。

4. 数ある県立公園の中で、明石公園にはなぜ管理運営への市民参加の仕組みがなかったのか？

先に述べたように、明石公園は明石城が明治6年廃城令で陸軍省の管轄下になり、その後一部が旧士族の総代による私設公園として払い下げられたあと、旧明石郡に公園が移管されたりする曲折を経ながら、1918年（大正7年）全域が県立公園となりました。兵庫県の県立都市公園は戦後の都市計画法に基づいて新たに整備されたものが大半だが、明石公園はその成り立ちから歴史的由緒の深い別格の公園でもありました。

他の県立公園は都市計画法に市民参加が導入されて以降、地域の自治体や関連団体、市民代表等の公園利用者を構成員とした管理運営協議会等を設置し運営されていますが、明石公園は県の出先機関である明石公園事務所が戦後すぐに設置され、直轄で管理運営してきました。その後

「財団法人兵庫県公園協会」を設立して県が出資する外郭団体に管理委託し、2003年に地方自治法の改正で民間企業等にも管理委託できる指定管理制度ができてからは公益財団法人として改組した現在の兵庫県園芸公園協会を指定管理者として管理委託しています。

協会は公園の日常管理を委ねられているが、基本的な公園管理の方針や予算措置等は本庁の県公園緑地課の管轄になり、さらに東播磨県民局の統括のもとで、公園協会は指定管理者に位置づけられ、県の委託事業者としており、対外的な権限を狭められています。

明石公園部会で取りまとめた今後の明石公園の管理運営の仕組みは、地元市をはじめ明石公園を利用する関係団体や市民の意見を反映したり、日常的な管理運営に関わる仕組みを構築することになっていますが、予算措置を伴うことや県が定めた管理運営の在り方に関わる問題には、いちいち本庁の担当課が関与する仕組みは今後とも変わらないと見られます。

また、今回の問題がきっかけで、一時は「県立公園から市の管理公園への移管」問題も飛び出しました。主として明石公園部会の委員メンバーとして大きな発言力を行使した泉市長がしばしば口にしたことですが「姫路城も大阪城も名古屋城も市立公園なのに……なぜ明石公園は県立なのか？」という趣旨でした。この件は斎藤知事との会談で県立を変更することは全く考えていないと明言されたことで「市立公園」の話は立ち消えになりました。

こうした議論は中核市になったとはいえ、明石市が明石公園を抱えきれないかという問題や、明石公園の持つ機能等から妥当なのか・等々の検討が行われたわけではなく、どちらかと言えば剛の池のボート利用料金の値上げに絡んで突如出てきた感は免れず、本質的な議論にはなり得なかったのは当然でもありました。明石公園と明石市の過去の関わりの数々の問題点からすれば、県立公園として地元市や市民の意見をきちんと反映する仕組みの下に県が責任を持って管理運営に当たる方が、むしろ適切だという結論に落ちつかざるを得ないのではないのでしょうか。

5. 明石公園のステークホルダーと、市民参画の管理運営の仕組みはどうあるべきか？

明石公園のあり方を検討した議論の中では、明石公園に関わる多様な人々や団体、グループ、関係機関等の範囲や関わり方が議論になりました。いわゆる明石公園の「ステークホルダー」をどうとらえるのか？という問題です。公園は数ある公共施設の中でも最も利用者市民にかかわりの深い、経済学の用語で言えば「社会的共通資本」の典型例であり、文字通り「パブリック・パーク」です。

だが、これまではどちらかと言えば「公園利用者」としては地元の自治体や経済団体、公園を利用して行うイベントに関わる団体や事業者を「公園関係者」として管理運営協議会や協力会等のメンバーとしてきた公園が多い。明石公園では膨大な行事やイベントが行われており、これらに関わる事業者団体等と協会は日常的に連絡・協議していたが、個人やグループでさまざまな目的で公園を利用している人々や団体は、ステークホルダーとしては扱ってきませんでした。単なる「お客さん」に過ぎなかったのです。

こうしたことが今回の経緯の中で大きく見直されて、公園を利用しているこれらの人々がこれからの公園管理の中に重要な関係者として位置づけられた意味は大きい。公園を散歩やウォーキング、ジョギングで日常的に利用している人々、公園を自然観察や植物・野鳥・昆虫などの生きものとの触れ合いの場としている人々、子どもたちの安全な遊び場として大事にしている人々、写生をしたり日向ぼっこをしたり森林浴の空間として日常的に親しんでいる人も少なくありません。

こうした人々も「公園の貴重な利用者」として意見を聴いたり、人々やグループ・団体の声を管理運営に反映することの大事さも再確認されました。明石公園の管理運営に関する「合意形成」の場として当初は「談義所」として提案された「みんなのみらいミーティング」は、だれでも公園の管理運営について意見を出し、直接・間接的に関わることができる場として構想されています。提案者であり明石公園部会の部会長でもあった高田知紀氏が今後も3年程度はこの運営に関わると明言しており、この仕組みが具体的にどのような真価を発揮するかは今後の課題に持ち越されていますが、明石公園の管理運営方式をどのように実らせていくかは文字通りこのミーティングの成否に関わっています。

おそらくは、明石公園のような大規模で多面的な性格を持つ都市公園としては初めての市民参画型の仕組みが始まることになり、その成否が与えるインパクトは非常に大きく、注目されます。明石公園にこの2年余り関わってきた「つなぐ会」も含めた市民は、今後どのような役割を担っていくかという新しい課題を背負うことになります。

6. 公園の緑は誰のものか？

明石公園には3つの側面があることを先に書きましたが、明石公園つなぐ会は「明石公園の自然環境を次世代につなぐ」ことを目的に発足し、過剰伐採を止めたあとの明石公園の緑や自然環境をどのように維持発展させていくかに関心を持ちながら「公園のあり方」に関する議論を注目してきました。

城跡の緑と植栽についての誤った議論と「豊かな自然環境」の再認識

樹木の過剰伐採はすでに見てきた通り、石垣の保全や眺望を保持することを第一義的に進めら

れました。これに対する賛否の議論の過程では「もともとお城や城内には、戦略上樹木や豊かな自然などなかった」という観点から、石垣周辺の樹木伐採を正当化する議論も見られました。確かに、城や石垣の威容を誇り、戦いに備える戦略上の砦として見ればその通りかもしれません。ただ、それは明治維新以前の話で、廃城令以降は幾多の変遷をたどりながらも城跡全体は公園として150年余の歴史を経てきました。

明石公園が先に見たように、都市の中心市街地に接した中で全国的にも数少ない「豊かな自然環境」を維持発展してきたことから、豊かな自然環境を重視したうえで城跡の保全とのバランスを考慮しなければ、明石公園の持つ特性を維持発展させることにはなりません。今回の明石公園のあり方を検討する議論の過程で、この視点はほぼ共有されたものと言えます。言い換えれば、過剰伐採の“お墨付き”にされた「城跡保全を優先した計画」には、自然環境の保全の視点が欠落していたからこそ、過剰伐採の見直しにつながり、あらためて「明石公園のあるべき姿」の議論が展開されたと言えます。

次世代に引き継ぐ「明石公園の自然環境」とは何か？

54.8haの公園区域は明石駅と中心市街地に隣接した立地条件ながら、戦後豊かな緑に包まれ、植生が発達し、野草や樹木は600種以上にのぼり、公園には日本の野鳥の11%に相当する66種が生息し、希少種にあたる昆虫だけでも30種以上が生息している「自然の宝庫」でもあります。

こうした動植物が生息するエリアは、国指定史跡外の北部だけでなく本丸や石垣周辺なども含めて公園全体に広がっています。明石公園部会が作成することを決めて、今後の公園の植栽管理の指標になる2つの「明石公園ゾーニング図」では、施設ゾーンや「緑の利用、保全、保護ゾーン」等に区分けした「ゾーニング図A」と、ピンポイントで「種自体に価値があるもの」や「分布上の価値があるもの」「環境学習や自然観察に適したエリア」「個体の特徴が面白いもの」「大事な植物や生物は多い石垣」「実験や観察が必要となるエリア」などをピンポイントで表示する「ゾーニング図B」を作成することも決めました。ゾーニング図は今後、多様な人々からの意見を加えて書き込みを進めて、発展させていく仕組みです。

「過剰伐採反対」の声の中で、ストップした日常的な「植栽管理」

2021年11月に樹木の伐採が中断され、翌年4月に伐採計画が取り消しになり「あり方検討会」の議論が始まってから、日常的に行われていた植栽の管理が一時ストップしました。1年を経た2023年夏ごろには、公園内は「草ぼうぼう」の状態があちこちに出現しました。伐採した切り株からはひこばえが生い茂り、石垣も草や小枝が繁茂し始めました。

植栽管理の在り方を部会で議論しているのだから、その結論を待つということだったかもしれませんが、手入れが伴わない公園内には批判の声も出始めました。とくに石垣周辺では樹木が生い茂っていた頃は下草の生え方も少なかったが、伐採で日当たりが良くなった石垣周辺の下草の生え方は尋常ではありませんでした。樹木が生い茂る中で互いに棲み分けていた生態系が崩れて、これまでにない光景が現出したのでした。

明石公園の豊かな生態系は、人が手を加えていない自然ではなく、適度の手入れを行う必要がある公園であり、自然と人為的な管理のバランスが取れた生態系であることも目の当たりにしました。

日常管理を担う協会の現場も、どのような植生を残し日常管理をしていけばいいのかの情報を求めています。植生や野鳥、昆虫など明石公園の生態系に詳しい人たちと、日常の公園管理に当たる人たちとの交流と情報や意見の交換が日常的に行われねばならないことも、こうした中で分かってきました。つなぐ会が現場を預かる協会のスタッフとの懇談や意見交換を求めて実行し

たのも、そうした経験からでもありました。

なお、あえて書き添えると、つなぐ会の基本的なスタンスは「過剰伐採は反対」であり、管理上必要な伐採や、明石公園の豊かな雑木林を維持するために必要な手入れとしての剪定や伐採は行ふべきだという立場でした。こうした点については、市民と専門家、行政による丁寧な議論が大切だということも痛感しました。

公園の緑から「まちの緑」への視線の広がり

明石公園つなぐ会の議論では、明石公園の緑を考える中で明石公園の外の「まちの緑」にも視線が及びました。主として街路樹です。

明石公園の過剰伐採の経緯を調べる中で、経費の関係から伸びすぎた樹木の「剪定」ではなく、石垣保全と景観・眺望に支障のある樹木の「伐採」に至ったことが分かりました。伐採なら文化庁の補助金が使えますが、剪定には使えないから県の単独出費になります。ならば、と伐採に至った経過も判明しました。

確かに、樹高の高い巨木を剪定するにはクレーン車などの使用が必要になり、経費がかさみます。明石公園だけでなく、その他の公園でも育ち過ぎた樹木の管理が大変なために、伐採したり、大きく育たないように剪定をする公園や街路樹管理が広く行われています。とくに街路樹では、「えんぴつ剪定」という呼び方までするように、枝葉をすっかり伐採して幹だけの無残な姿に剪定される光景は日常茶飯です。いわば、管理の手間を省く、あるいは経費の関係から樹木の樹形や景観を尊重するよりも植栽管理の効率を優先する街路樹の管理が広く行われています。最近では大阪府で広範囲に樹木の伐採が行われ、反対する市民運動のうねりが大きくなり、一部では伐採計画の変更を余儀なくされています。

台風などの強風で倒壊したり、落ち葉の処理で苦情が出たりするなど、社会の緑に対する考え方の変化があることも事実です。とりわけ最近ではそうした社会的風潮を理由に「強剪定」といわれる“丸刈り”剪定が広がっています。

「杜の都」を掲げる仙台市は樹形に配慮した街路樹の剪定に注力し、都心部の街路空間は高木が多く樹冠が連続してつながった緑陰空間が形成されています。土の地表面からの水分の蒸発作用によるものや樹木に囲まれた緑陰空間を風が抜けていくことにより、気温が下がります。街路樹は都心部のヒートアイランド対策に十分寄与します。こうした揺るぎない方針のもとに仙台のまちが緑豊かな風格のある都市として成長し、今日の課題である「地球の沸騰化」対策にも寄与しています。

明石公園の自然環境を真正面から議論してきた今回の経験を、明石公園だけにとどまらず、明石のまちの緑のあり方、ひいては都市の緑のあり方を転換する出発点にしたいものです。明石を「グリーン・リカバリー宣言都市」にしようという提案も、つなぐ会の議論ではありました。

7. 情報公開の進展が生み出した不信感のやわらぎ

運動が始まった当初、県は明石公園の樹木伐採に関する情報を出し渋りました。過剰伐採の背景に県の幾つかの計画や方針があったことさえ、市民には分かりませんでした。丸谷氏が手探りで情報公開請求を行い、ようやく樹木伐採の背景が浮かび上がりました。さまざまな審議会が答申を出していることは分かりましたが、当初は結論しか開示されず、審議会の議事録はおろか、答申の本文すら開示を拒む有様でした。つなぐ会は粘り強く、情報開示を県に働きかけました。

こうした状況が一変するのは、在り方検討委員会が発足してからです。部会長の高田氏は、情報公開と審議会への市民参加の方針を打ち出し、会議の資料や議事録、速記録まで公開されまし

た。また、以前の審議会の答申文なども公開されるようになりました。

こうした経緯の中で、市民の行政に対するさまざまな疑心暗鬼や不信感が和らぎ、市民と行政が手を携えて明石公園の運営を行っていく基盤が生まれてきたとも言えます。

8. いわゆる「5m 問題」と、つなぐ会の「樹と石垣は実は仲よし」の主張

過剰伐採の根拠となったのは、県の「石垣から 5m 以内の樹木は原則伐採」という方針でした。これは「城と緑の基本計画」で明記されたものですが、当初は答申文が公開されていなかったため、なぜ 5m と決めたのかが分かりませんでした。つなぐ会が全国の事例を調べたところ、姫路城が「2m 以内」であるなど「5m 以内の原則伐採」という方針を採用している例は皆無に等しいことが分かりました。つなぐ会は繰り返し 5m の根拠を県にただしたが、県は「樹木の根は石垣に悪影響を与える」という説明を繰り返しました。

これに対して、会は「樹と石垣は実は仲よし」という主張をホームページに掲載して反論しました。岩山における樹の根と岩の親和性や、実際に明石公園の石垣を虚心坦懐に観察すれば、樹の根が石垣を守っているように見える事例が圧倒的に多いことなどから、次第に理解されるようになりました。今では、従来は「樹の根は石垣に悪影響を与える」と主張していた審議会の委員ですら、「石垣に生えている木が石を守るということも一時期はあると思う」と述べるに至っています。

ただ、つなぐ会が当初ホームページに掲載した説明には、不正確な記述も含まれています。実際のところ、土中において樹の根と石垣がどんな関係性を築いているのかは、まだまだ科学の目が届いているとは言えません。私たちは、分からないことについては断定的な態度をとらず、謙虚さを貫くことが必要だと考えます。

「5m 問題」と「樹の根は石垣の敵対者か友だちか」という議論は、絡み合いながら全体を貫く一つのテーマになりました。最終的には双方が歩み寄り、「5m 以内の原則伐採」の方針は後退し、樹木と石垣の関係については、「ケースバイケースで、現場確認の上で判断する」という結論に着地しました。これは、まだまだ未解明の問題には謙虚な態度で対応する合理的な結論だと考えられます。樹の根が石垣を動かしているように見える事例については、石の動きを測定する装置を設置し、経過観察を行うなど、県は丁寧に対応することになっています。

なお、「5m」の基準については、阪神・淡路大震災で被災した明石城の石垣修復作業の教訓から、「次の修復作業の際には 5m 以内の樹木は工事の妨げにもなる」ということから、提唱されたことも明らかにされています。

9. 「明石公園の自然を次世代につなぐ会」が果たした役割と今後

明石公園の自然を次世代につなぐ会は、先に記したように「過剰伐採を中止し、公園の生態系を調査、研究、活動している県民の意見を聴き、伐採計画を見直す」とことと、将来課題として「公園全体の整備計画について SDGs を基軸とした新しい発想に立って、現存する自然環境を生かした公園の活用」の実現をめざすことを目的として立ち上がりました。

2 年半という短い期間だったが、県が計画していた伐採計画は途中で中止され、公園のあり方検討会が発足する中で、市民や広く公園利用者の意見を反映して「豊かな自然環境」の維持保全の重要性を確認し、市民や多様な人々が公園の管理運営に関わっていく仕組みが構築されようとしています。

この点では、市民運動では数少ない成功事例の一つに数えられるかもしれない。ひと握りの小さな市民の動きが大きいうねりを引き起こし、地域の自治体と公園管理者を動かして「あり方検討会明石公園部会」という諮問機関が一定の機能を果たして、市民参画を基軸とした新しい公園の管理運営の仕組みをつくり出そうとしています。この2年間で構築した新しい枠組みが、期待するような機能を発揮するかどうかは、これからの関係者の取り組みに委ねられていますが、少なくとも現時点では新しいルールが敷かれた点で、高く評価できます。

明石公園部会以降は、公園管理の在り方を求める高度な政策議論へ移行

当初の「過剰伐採の中止」を求める段階は、「“切り株公園”の惨状」を視覚的に訴え「市民感情」を行政にぶつける、いわゆる「過剰伐採反対運動」だったが、県が過剰伐採の問題点に気づき、軌道修正を図りながら「あり方検討会」という諮問機関へ舞台を移してからは、明石公園部会をステージにコトは展開しました。しかも、明石公園部会は大方の県の審議会等とは異なり「市民参画」と「合意形成」という今日的な視点を前面に出した運営が行われました。

過剰伐採から生じた県の公園管理のあり方にメスを入れ、今回のようなトラブルが生じるのを避けるための仕組みづくりを丁寧に議論するスタンスを明確にしました。先に見たように、明石公園には他の県立公園にある利用者が参加する運営協議会的な組織が存在せず、日常の公園の管理運営に地元自治体や利用者市民の意見を反映する仕組みがなかったことも背景にありました。

加えて、問題が顕在化した当初から市民だけではなく地元の市長が当事者として前面に登場し、しかも知事との対話を求めて大きくマスコミに報道されることになったことも影響しました。そんなホットな“紛争課題”の舵取りを引き受ける学識者が見当たらず、正副部会長を引き受けた二人の若手研究者の人選も功を奏しました。部会審議の中に「公開ヒアリング」や「市民ワークショップ」の手法を多く取り入れて市民参画の実を挙げていきました。

また、つなぐ会から審議のあり方に対して異論を提起した際には部会長が市民との意見交換や懇談に積極的に応じて、意思疎通を図ることもありました。つなぐ会が県幹部職員の「暴言」に抗議し、市民と県とのトラブルが生じた際にも、自ら仲介役を買って出て関係修復に一役買ったことも新鮮でした。

こうした対応は、どちらかといえば諮問機関は“行政の隠れ蓑”的な存在として市民に背を向けがちな学識者が多い中で、自ら“火中の栗”を拾う役割を果たすことが「合意形成」に不可欠であることを熟知した新しいタイプの専門家の登場とも言えます。それだけに部会の議論も「今後の公園管理の在り方はどうあるべきか」という仕組みづくりに焦点が絞られる中で、未だこうした政策論議を行政と市民が平場の意見でまとめ上げていくという「政策論議」に場慣れしていないことも、審議の中では垣間見えました。

市民も行政も、ともにそうした新しい「市民参画型の政策形成」に関わっていく課題を今回の経緯の中から学び取っていききたいものです。

2023年9月につなぐ会が提出した「意見書」の役割と評価について

こうした経緯の中でつなぐ会が2023年9月に提出した意見書が果たした役割と評価についても、簡単に触れておきます。

意見書は8月30日に開催された第11回明石公園部会に県から提示された「今後の方針」に関わる資料について、幾つかの懸念を感じたつなぐ会が慎重な審議を求めて部会長に同9月25日提出したものでした。「合意形成のプロセスができていない段階で樹木管理の方針を打ち出す順序」や「明石公園の持つ3つの特質に関する合意の尊重」「景観形成と眺望に関する議論で、自然豊かな緑の景観への視点が弱い」「残すべき樹木等の保全指定の検討」「樹木や緑の持つ多様な価値の尊重や育てる視点」など8点についてつなぐ会で議論した要点を伝え、今後の審議に反映

するように求めたものでした。

意見書は県公園緑地課の事務局へも送り、次回の部会で俎上に上げるように求めたところ、部会長から懇談の申し入れがあり、つなぐ会メンバーとの意見交換の場を持ちました。

提出した意見書の一つひとつについてメンバーと部会長との間で意見を交換し、突っ込んだ意見交換を行いました。この懇談の中で、つなぐ会からの提言の趣旨が理解され、同時にまだ当該の部会の議事録が公表されていない段階だったこともあり、部会議論の全容に対する一部誤解がつなぐ会側にもあったことについても、意思疎通を図ることができました。

意見書は結果的に、部会の俎上に上げられることはなかったが、趣旨を理解した部会長がその後の部会審議の方向の中で反映されたことをつなぐ会も確認し、この意見書の提出と部会長との意見交換の成果を理解して、つなぐ会が抱いた危惧のかなりが解消したことも後日確認し、こうした経過の意義を評価できました。

こうしたプロセスに深くコミットすることで、部会審議に関わるステークホルダーとしてのつなぐ会の役割も果たせたのではないかと考えます。

あり方検討会終了後のつなぐ会の役割と活動継続の可否について

あり方検討会の明石公園部会は12月末の第14回会議で一応終結し、年度内のとりまとめと全体会への報告を経て2年間の役割を終える方向になっています。3月20日には部会主催による「シンポジウム」が開かれて、部会審議結果に関する市民への報告会とする予定になっています。

では、つなぐ会の活動は今後どうするのか？ この「総括」のとりまとめを行なう議論の中では、「つなぐ会がめざした当初の目標は一定の成果を得て、当初めざした役割はほぼ達成した。これから始まる新しい明石公園の管理運営に関わる団体としては、構成メンバー自体が必ずしもそれにふさわしいものではなく、団体として明石公園の具体的な運営管理に対応するのは難しい」という意見が大勢を占めました。もちろん、メンバーの個々人がそれぞれの立場から関わっていくことは重要であり「団体としての関わりが必要なら、新たな団体やグループを立ち上げることがふさわしい」という方向で一致しています。

明石公園問題は新年度から「新しいステージ」に入ります。これを機会に市民の関わり方も「新しい酒は新しい革袋で対応」することがふさわしいということになります。

以上

Ⅲ 資料

※「城と緑の基本計画」(2017年9月策定) 計画書のまとめの章(一部引用)

本計画では、景観テーマを「城と公園の多様な緑とが調和し、かつ明石城の魅力を感じられる城を活かした公園の景観」とし、明治時代の明石公園・明石城の景観を目指すため、樹木の除伐・剪定計画を策定した。整備後（フォトモンタージュイメージ）では、除伐前の樹木が繁茂し、主景であるはずの石垣・櫓が視認しづらい眺望に比べ、石垣の稜線や隅部・威容がはっきりと確認できており、城と緑が調和した明石公園らしい景観が創出されることが確認できた。

JR明石駅からの眺望を中心とした「誘う」景観づくりでは、城と緑、公園の調和に配慮し、芝生広場等にある、大径木（クスノキなど）は除伐せず、剪定とすることで、城の石垣・櫓が視認できるように計画した。西芝生広場付近からの眺望を中心とした「楽しむ」景観づくりでは、樹木を皆伐するのではなく、可能な限り存置することで、石垣・櫓が見え隠れする動的・連続的で変化のある景観を創出することとした。

石垣・櫓直近からの眺望を中心とした「感じる」景観づくりでは、石垣から5m以内の樹木を中心に石垣直近の樹木を除伐することで、石垣のスケールや構造を細部まで視認できるように計画した。本計画の実施により、築城400周年を迎えるに相応しい景観が創出され、明石城の櫓・石垣の存在は、より多くの人に認知されるものと思われる。

※「城と緑の基本計画」 5章-6. 今後に向けて（一部引用）

（１）史跡保存活用計画の策定 ①早期策定 本計画は史跡区域内の一部の区域を対象とした中期および短期の計画であり、明石城跡全体の長期の景観計画を含む、「史跡保存活用計画」等を早期に策定する必要がある。

（２）外来種の除去 公園内には、ヒマラヤスギ、ラクウショウ等の外来種樹木が植樹されているが、これらの樹木は、城跡として相応しくないため、長期的には除伐を検討する必要がある。また、外堀に生息するミシシippアカミミガメ等の外来種動物についても、城郭の日本らしい景観を阻害するとともに、本来の生態系を崩壊する要因ともなり得るため、長期的には対策を講じる必要がある。

（３）維持管理 今回整備する景観を保持するためには、定期的な維持管理が必要となる。①県民参加による維持管理 明石公園の魅力の発信および環境学習も兼ねて、県民参加のもと樹木や芝生の管理が行えるよう検討する。②数量的判断による剪定樹木の剪定時期を判断する方法として、石垣からの距離によって樹高何mで剪定といった基準を設ける。③実生木の管理 樹木台帳外の樹木は維持管理の混乱のもととなるため、定期的に把握に努める。密植する場所については、樹木の生育環境を整えるため、適度に間引く。

（４）施設改善による景観整備 今後、よりよい景観を形成するためには、看板をはじめとする明石公園内および周辺の景観を阻害する要因となり得るものの除却、改善を試みる必要がある。①案内看板の整理 明石公園内および周辺において乱立する看板を整理し、煩雑な景観を改善する必要がある。②明石駅上屋の屋根材 明石駅前商業施設（パピオスあかし）上階からの景観を考慮し、JR明石駅および山陽電鉄明石駅上屋の屋根材・配色について検討する必要がある。③櫓・本丸展望デッキからの景観 将来的には、櫓や本丸展望デッキ等から園内、市街地に向けての眺望を整備する可能性も考えられる。その際には明石駅周辺等において建築物の色・高さ規制なども視野に入れた景観整備を行う必要がある。

明 石 公 園 の 歴 史 （年表）

西暦	元号	事 柄	備 考
1619	元和5	明石城の築城始まる	
1871	明治4	廃藩置県で明石藩を廃止し明石県に。11年9月飾磨県に改称	
1872	明治5	城内の器物や建物が入札で払下げ進む。城主の居屋敷郭の正門「切手門」も人丸山月照寺へ（市文化財）	
1873	明治6	廃城令で官有地に（陸軍省）	
1876	明治9	兵庫県が隅櫓の入札払下げ布達後、士族らの入札競争や取り壊しをめぐって紛糾、緊迫～14年まで。	
1881	明治14	旧士族総代が城址の現状保存などを嘆願。公園開設を出願し2年を経て公園開設許可へ	
1883	明治16. 5	公園開設のため払下げの出願が許可。官有地のまま2町4反余（約2.4ha）と中堀3町6反余（約3.6ha）が官有地のまま私設公園に	白い櫓と苔むした石垣、広い園内はうっそうと茂る樹木に覆われていた。岡山の後楽園より1年早く、東京の日比谷公園より20年早い開園
1887	明治20. 12	隣接する官林と苗圃地（約4.48ha）を園域に拡張	
1896	明治29	明石郡へ公園移管	本丸を含む高台一帯約10haを開放（第1期）
1897	明治30	公園内に兵庫県簡易農学校創立。32年、県農学校に改称	
1898	明治31. 11	皇太子の御用邸候補になり皇有地に編入。公園は廃止	その後、離宮案は立ち消えになる。
1911	明治44	御料地の頃、今の陸上競技場辺りは鴨池。当時の剛ノ池は三笠山の麓まで広がり、周囲は密林に覆われ、岸には葦が密生していた	桜町周辺の外堀の埋め立て開始
1912	明治45. 7	明治天皇の崩御で離宮計画は立ち消えになる。	44年に離宮を建て50年の大博覧会までに純日本風の御殿を建てて、外国賓客の宿泊に充てる計画だった
1915	大正4-5	郡または県への払い下げ申出	
1918	大正7. 4. 14	県が本丸、二ノ丸、三ノ丸など9.9haを借り受け、県立公園創設し開園	T8 明石市の市制施行
1919	大正8	県農跡や山里曲輪跡などに拡張し約2倍の20.1ha（第2期）	都市公園法の制定、公園史上第2の黎明期
1921	大正10	県立農学校の加古川移転に伴い、大正の大拡張で競技場の新設や園路、庭園を整備	
1923	大正12	県農試の技師・立石恒四郎が栽培した百鉢の懸崖菊を展示公開。翌年300鉢に増やし、菊の圃場も整備	
1926	大正15	明石周辺の愛好家が組織をつくり第1回菊花展開催。翌年には1カ月の来場者が延べ42万人に。	
1929	昭和4	御大典記念で御料地全域を払下げ、公園化完成（第3期）	剛ノ池、千疊芝、三笠山一帯も含め57.75haに
1930	昭和5-7	瀬戸内沿岸の松くい虫被害が広がり、明石公園も被害	
1935	昭和10. 10	省線電車が明石まで延長、神戸方面からの客足増加	
1943	昭和18-20	軍用や燃料用の戦時伐採や松根油採取の受難始まる	
1945	昭和20	戦災 空襲で公園爆撃され避難者ら269人死亡	明石空襲1.15-7.28まで計6回。6.9の第2回猛爆
1946	昭和21. 7	高校野球県予選会場開会。畑になっていた球場を児童生徒らの勤労奉仕約1カ月で整地し復旧	戦後公園復活の第一歩
1947	昭和22秋	憲法発布を記念して総合運動場の設置が本決まり。3か年計画で野球場、陸上競技場、競輪場兼球技場、バレーボール、テニスコート、軟式野球場、相撲場。事業費5000万円	陸上競技場建設地の山里一帯は「緑の散策コース」だった。児童遊園は剛の池北東部に「子どもの小川」等をつくり移転。クス、モチ、カイズカイブキ、ヒマラヤンダ、ウバメガシなどの樹林300本は移設。
1948	昭和23. 12	兵庫県明石公園事務所 発足	
1949	昭和24. 5	初のプロ野球公式戦。南海-大洋戦に12000人	県民憩いの場としての復活
1949	昭和24. 11	戦災で傷んだ2つの櫓、屋根と白壁の修復竣工	明治34明治の大修繕、大正13大正の大修繕に次ぐ
1950	昭和25	競輪場、バレーボール、テニスコート完成	全日本軟式庭球、同バレーボール大会開催
1950	昭和25	明石菊人形展開始。山陽電車が本丸に人形館完成	関西で戦後初の菊人形展で全国的話題に。大盛況
1950	昭和25. 4	明石競輪場オープン。	s23.8自転車競技法公布。明石市と県が開催権取得し24.6着工
1953	昭和28	春の花をふんだんに使った花人形展スタート	稻荷曲輪に演舞場建て、春秋の踊りがデビュー。活況

明 石 公 園 の 歴 史 （年表）

西暦	元号	事 柄	備 考
1955	昭和30. 5		1956/6 サル14匹飼育開始
1956	昭和31	秋の国民体育大会。自転車、バレーボール、軟式庭球、軟式野球	
1956	昭和31	無名の池などに応募で名称。乙女池、ひぐらし池ほか	
1956	昭和31. 6	サル小屋完成。市会議長らが動物園復活で募金呼びかけで	インド産赤毛10数匹
1958	昭和33. 10	サル小屋に見物人が穴をあけサル再三脱走、人に被害	サルは姫路動物園に引き取りし、動物園は立ち消え
1960	昭和35	s33から水位が低下していた中堀が空堀に干上がる	高度成長期の駅前一带の地下水くみ上げ
1961	昭和36. 3	阪本知事が社会問題への対応から競輪場廃止	s34.11知事が廃止表明、賛否が割れる
1962	昭和37. 7	空堀対策でビニールを敷き詰める工事9500㎡350万円	
1966	昭和41. 4	公園北東部に県高校野外活動センター朝霧寮オープン	昭和の“城攻め”（開発の圧力）
1966	昭和41	市文化会館構想浮上。丸尾市長と金井知事会談で大筋合意したが、候補地をめぐる県と市の間で二転三転し、反対運動も加わって立ち消え	東堀、バレーボールコート、東堀、東広場、競輪場跡と候補地転々。史跡と自然を守ろうという市民の反対の声、県生物学会の反対で立ち往生し、s42春の市長選で市長が交代し構想は霧散し終止符
1968	昭和43秋	菊人形展は廃止。人形館や演舞場は取り壊し	公園最大の名物だった菊人形展はs30年代後半までがピーク
1973	昭和48. 7	競輪場跡に県立図書館と市立図書館、市立中央公民館着工。1974/10/1同時開館	市立図書館、公民館は総工費5.6億円
1973	昭和48. 4	財団法人 兵庫県公園協会設立	
1976	昭和51. 3	子どもの小川整備竣工	
1977	昭和52	県が「明石城植物園」構想。本丸と桜堀中心	
		植物園構想に地元内外から反対運動。県文化財審が反対し計画縮小。本丸周辺82000㎡を都市緑化植物園区域に指定し、花木園や班入植物園として植栽、従来植物の保護育成。稲荷郭に薬草の有用植物園開放	①市民共有の広場を有料化と利用時間制限 ②史跡破壊につながる⇒施設の範囲外でつくれ⇒剛の池の一部を埋め立てて緑の相談所をつくり、一面に植物園開設へ（柵なし、無料）
1979	昭和54. 8	子どもの村整備竣工	
1982	昭和57. 3	緑の相談所屋上庭園が竣工	
1983	昭和58. 3	両櫓 昭和の大修理竣工	
1987	昭和62. 3	明石公園百年史 刊行	
1998	平成10	財団法人 兵庫県園芸公園協会に変更	
2000	平成12	震災による城跡修復完了。本丸土堀復元	
2003	平成15	武蔵の庭園 公開	
2012	平成24	園芸公園協会を公益財団法人として登記	
2017	平成29. 7	「城と緑の景観計画」策定	
2017	平成29. 8	明石市立図書館移転、跡地にふるさと図書館開設	郷土資料の収集展示に特化
2018	平成30	文化財保護法による石垣、景観除伐許可8回申請、過剰伐採始まる	
2020	令和2. 3	老朽化からふるさと図書館 閉館	
2021	令和3. 11	伐採中止求め「明石公園の自然を次世代につなぐ会」動き出す。12月伐採中断	
2022	令和4. 1	明石公園つなぐ会ミーティング開始。2/21HP公開開始	
2022	令和4. 4	県知事が伐採中止し、県立公園在り方検討会の立ち上げ表明。明石公園の未来を考えるシンポジウム	
2022	令和4. 7. 15	県立公園のあり方検討会明石公園部会第1回開催。以降2023.12.27まで14回開催し、終結	

※この年表は、当総括起草にあたって「明石公園百年史」「講座 明石城史」「歴史の証人 明石公園」などの文献を参考に、独自に作成したものです。

過剰伐採ストップから市民参画の公園づくりへ
明石公園の自然を次世代につなぐ会 2年半の活動を総括

2024年3月1日

編集・発行 明石公園の自然を次世代につなぐ会
代表 小林禎樹

連絡先 事務局E-mail : info@akashikoen-mirai.org
ホームページ : <https://akashikoen-mirai.org/>
f a x : 078-914-8039